

名張市住民投票条例の一部改正について

1. 改正の趣旨

本市においては、特定の事案に限定せず、市政に関する重要な事項について住民の意思を確認する必要があると認められるときに実施する「常設型」の住民投票の制度を設けており、名張市住民投票条例（平成17年条例第28号）において、その実施に関して必要な事項を定めています。

住民投票の実施の請求は、永住外国人を含む18歳以上の住民の総数の50分の1以上の者の連署をもって行うこととされていますが、その請求の際に提出される署名簿の審査に用いる投票資格者名簿について、署名時の投票資格者の実態と可能な限り合致させること、並びに投票資格者の登録に係る経費及び事務の負担を軽減することを目的として、同条例の投票資格者名簿の調製（作成）に関する規定を改正するほか、所要の改正を行うこととします。

2. 主な改正の内容

現行の名張市住民投票条例第9条第2項は、投票資格者名簿の登録を、毎年10月1日を基準日として同月2日を登録日として行うことと定めています。これは、公職選挙法に定める選挙人名簿の登録の方式（所定の登録月（毎年3月、6月、9月及び12月）又は選挙時に、登録資格者を名簿に登録し、一旦登録されれば、死亡、国籍喪失、転出後4か月経過等の事由が発生して抹消されない限り、永久に有効な名簿とする方式。「永久名簿方式」とも呼ばれます。）に準じたものであり、この規定に基づいて、住民投票の請求の有無にかかわらず、投票資格者名簿を毎年調製（作成）しています。

この投票資格者名簿が必要となるのは、住民から提出された署名簿の署名の審査をする時であることから、署名時の投票資格者の実態と可能な限り合致させ、並びに投票資格者の登録に係る経費及び事務の負担を軽減することを目的として、今回の条例改正により、現行の毎年定時に登録する方式から、署名簿の提出があった場合に登録する方式（随時名簿方式）に変更することとすることとします。

全国の自治体の住民投票条例には、「永久名簿方式」を採用しているものと、「随時名簿方式」を採用するものの両方が混在していますが、近年、住民投票条例を制定した、長崎県長崎市（令和3年9月）、滋賀県米原市（令和元年9月）などは、「随時名簿方式」を採用しています。

3. 施行期日

公布の日から施行します。

住民発議による住民投票の手続の流れ

